

産業建設委員会審査報告書

令和6年3月13日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第18号	岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の廃止について	原案を可決すべきである
議案第19号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第20号	総社市営住宅条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第21号	総社市昭和住宅条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第22号	総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び総社市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第23号	総社市給水条例及び総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第24号	令和5年度総社市一般会計補正予算(第11号)のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第28号	令和5年度総社市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案を可決すべきである

議案第33号	令和6年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算	原案を可決すべきである
議案第34号	令和6年度総社市水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第35号	令和6年度総社市工業用水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第36号	令和6年度総社市下水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第37号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
議案第38号	市道の路線変更について	原案を可決すべきである
議案第39号	市道の路線廃止について	原案を可決すべきである
議案第40号	令和5年度総社市一般会計補正予算（第12号）	原案を可決すべきである
議案第41号	令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである

開会 午後1時57分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託された案件の審査を行います。

まず、議案第18号 岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 議案第18号 岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の廃止につきまして御説明申し上げます。

駅南地区土地区画整理事業につきましては、平成3年に事業を開始し、平成30年7月に換地処分公告を行いました。その後、清算事務を行っておりましたが、このたび全ての事務が終了したことに伴い、この条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から廃止するものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第19号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 議案第19号 総社市手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この一部改正は、建築基準法施行令の改正に伴い、道路に接していない既存の建物の基準を緩和

する特例制度が創設されることから、認定申請に対する審査手数料を定めるなど、関係条文の整理を行おうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

改正後で御説明させていただきます。

別表第3、71の項でございますが、これは道路に接していない建築物の改修等をする場合に接道に関する制限の適用を除外する認定の審査手数料でございます。

1枚おはぐりいただきまして、72の項でございますが、これは道路内に屋根等が突出している既存の建築物を改修する場合に、道路へ出ていることを認める認定をする審査の手数料でございます。

次に、別表6、別表7及び附則でございますが、これは建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律の名称が建築物エネルギー消費性能の向上等に関する条例に改められることから改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第20号 総社市営住宅条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 議案第20号 総社市営住宅条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この一部改正は、老朽化等に伴い市営住宅の集約化を行っております。その中で、市営住宅の入居者の移転が完了したため、全3棟18戸の廃止をすることから、市営住宅の管理戸数を改める改正

をするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

改正前の第1条の表中、市成住宅の欄について削除するものでございます。

附則といたしまして、この改正は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第21号 総社市昭和住宅条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 議案第21号 総社市昭和住宅条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、総社市昭和地区復興住宅条例における住宅の設置期間が令和6年3月31日までとなっていることから、復興住宅12戸を総社市昭和住宅として管理するために管理戸数を改める条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第2条第3項の戸数「14戸」を「26戸」にするものでございます。

附則といたしまして、この改正は令和6年4月1日から施行し、併せて総社市昭和地区復興住宅条例を廃止することとしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第22号 総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び総社市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） それでは、議案第22号 総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び総社市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公営企業法において準用しております地方自治法の改正による条ずれに伴うもので、関係条文の整理を行おうとするものでございます。

具体的な改正内容でございますが、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

上段の表、総社市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第9条中及び下段の表、総社市下水道事業の設置等に関する条例第7条中、「第243条の2」を「第243条の2の8」にそれぞれ改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第23号 総社市給水条例及び総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長(浅野竜治君) 議案第23号 総社市給水条例及び総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本改正は、令和6年4月1日から水道の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。水道に関する水質基準の策定等、水質または衛生に関する水道行政に係る事務については環境省に、これら以外の水道行政に係る事務については国土交通省に移管されるものでございます。

改正内容でございますが、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

総社市給水条例第2条及び第39条中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めようとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、総社市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第4条中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長(三上周治君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第24号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 議案第24号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第11号）につきまして、第1条歳入歳出予算のうち、本委員会の所管に属するものの主な内容につきまして、便宜歳出から説明いたしますので、予算書の18、19ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金396万4,000円の増額につきましては、赤米がゆの売上金と赤米フェスタの収益金を基金へ積み立てることにより増額するものでございます。

20、21ページをお開きください。

第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費、第18節負担金、補助及び交付金100万円の減額につきましては、平成30年7月豪雨により被害を受けた被災者からの利子補給金の申請が見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第18節負担金、補助及び交付金725万5,000円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業補助金の補助金の確定見込みに伴い減額するものでございます。

22、23ページをお開きください。

同款、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第18節負担金、補助及び交付金6,470万1,000円の減額につきましては、総社広域環境施設組合負担金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、同款、同項、第3目し尿処理費、第12節委託料350万円の減額につきましては、し尿処理収集量の確定見込みに伴い減額するものでございます。

続きまして、第6款農業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第18節負担金、補助及び交付金1,291万7,000円の減額につきましては、生産拡大を行う農地の施設導入等を支援する産地生産基盤パワーアップ事業において、地域の実施主体、購入機械の選定について再考する必要が生じ、事業の予定時期を次年度以降に先延ばしたことから、予算の執行が不要となり減額するもの及び農地中間管理機構を活用し、担い手への集積、集約に取り組む地域に対し交付される農地利用集積事業補助金を活用する意向があった地域において最終的に地元での協議がまとまらなかったため予算を減額するものであります。

次に、同款、同項、第5目農地費、第14節工事請負費1,460万円の減額につきましては、農道等改良事業、小規模土地改良事業及びため池単市事業に係る事業費の見込額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、第18節負担金、補助及び交付

金400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金の執行状況が当初予定していた額より少なくなる見込みがあるため減額するものでございます。

続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第18節負担金、補助及び交付金224万4,000円の減額につきましては、耐震診断など補助金の申請が見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

続きまして、同款第2項道路橋梁費、第2目道路維持費、第12節委託料及び第14節工事請負費は予算の組替えでございまして、橋梁点検の設計委託費において事業費の精査による440万円の減額とし、長寿命化に基づき橋梁の修繕を進めるため増額を行うものでございます。

次に、同款、同項、第3目道路新設改良費、第2節報酬から第21節補償、補填及び賠償金までの6,131万3,000円の減額につきましては、南北道2路線の国の交付金の確定に伴い、工事費及び文化財調査に係る人件費等の減額、また県道路工事負担金の確定見込みに伴い減額するものでございます。

続きまして、同款、第3項河川費、第1目河川事業費、第14節工事請負費2,500万円の減額につきまして、昨年度刑部三須線の取り付け上流部を工事していたところであり、下流部の整備については今後の氾濫状況を確認した上で必要な整備を行おうとするため減額するものでございます。

24、25ページをお開きください。

同款、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、第12節委託料500万円の減額につきましては、今後の執行見込みによる不用額を減額するものでございます。

次に、同款、同項、第2目改良事業費、第14節工事請負費950万円の増額及び21節補償補填及び賠償金950万円の減額につきましては、刑部三須線整備事業において警察との交差点協議が調ったことから補償費を減額し、工事請負費に組み替えて執行しようとするものでございます。

続きまして、同款、第5項住宅費、第1目住宅管理費6,400万円の減額の主なものといたしまして、第10節需用費の減額は、移転及び募集住宅の修繕が見込額より少なかったためによるものでございます。第14節工事請負費の減額は、天原住宅及び井手住宅の解体の取りやめなどによるものでございます。

次に、第10款教育費、第5項社会教育費、第6目文化財保護費、第18節負担金、補助及び交付金200万円の減額につきましては、赤米伝統文化連絡協議会で予定していた赤米DNA鑑定の実施行事など、関係先の日程調整が不調に終わり、年度内の完了が見込めなくなったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入について、本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、予算書12ページ、13ページへお戻りください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金、第6目農林業費分担金につきましては、農道整備事業

費とかんがい排水事業費の見込額による地元分担金の増額・減額補正でございます。

第14款使用料及び手数料、第2項手数料、第4目衛生手数料350万円の減額は、し尿収集等手数料の実績見込みによるものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目衛生費国庫補助金と第8目土木費国庫補助金及び14ページ、15ページをお開きいただきまして、第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金、第4節災害救助費補助金、そして第4目衛生費県補助金から第8目土木費県補助金までにつきましては、事業費確定見込みによる減額でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第7目商工費寄附金396万3,000円の増額につきましては、赤米がゆの売上金や赤米フェスタの収益金などをヒカリノミ事業へ寄附いただくものでございます。

16、17ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債、第8目土木債4,570万円の減額につきましては、道路整備事業費と河川事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正（追加）のうち、本委員会の所管に属するものは、第6款農林業費と第8款土木費で、いずれも関係機関や地元との調整等に不測の日数を要するなどにより年度内に事業を完了することが困難なため繰越明許の措置を取り、それぞれの額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正（変更）の小規模農道整備事業農林漁業資金の借入れに関する元利償還、砂場農道ほか1箇所（令和5年度分）につきまして、限度額を240万4,000円から493万1,000円に増額変更するものでございます。

続きまして、第4表地方債の補正について御説明いたしますので、第4表地方債補正（変更）を御覧ください。

本委員会の所管に属するものは道路整備事業と河川事業で、歳入予算の補填に伴い、市債の借入限度額を減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っただきようお願いいたします。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 22ページの第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費の産業生産基盤パワーアップ事業補助金というのは、これは全然募集がなかったのか、それとも該当するものがなかったのかというのを教えてほしいんですけど。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 太田委員のお尋ねですけれども、この事業につきましては、総社もも生産組合とJAのほうでそれぞれ、総社もも生産組合のほうがいわゆる草刈り機的なものの機械を整備したいということで上がっております。JAのほうがラインの選別機の一式、そういう設備の要望が上がっておりますが、国の補助金を使うもので非常に人気の高い事業でございます。いろいろと機械とかの選定についても非常に厳しい審査がされてきて、ちょっと採択は今年度は難しいだろうということで今回見送っております。ただ、ここで諦めるのではなく、また別の補助事業、国の補助事業などもありますので、そういったものを見据えながら、来年度以降でまた設備の整備については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する分について採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する分については可決すべきであることに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する分は可決すべきであると決定いたしました。

次に、議案第28号 令和5年度総社市下水道事業会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 議案第28号 令和5年度総社市下水道事業会計補正予算（第2号）

につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定または確定見込みによるもののほか、国の補正予算において予算措置されました国庫補助金を活用するための補正が主な内容でございます。

予算書の1ページを御覧ください。

第2条の業務の予定量の補正についてでございますが、主要な建設改良事業が当初の予定量より変更となることから、記載のとおり改めようとするものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の補正について御説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

収入についてでございますが、8ページを御覧ください。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益及び第2項営業外収益の他会計負担金及び他会計補助金補正は、額の確定見込みに伴うものでございます。

次に、同款、第2項営業外収益、第4目長期前受金戻入の3億730万円の減額は、企業債償還金に係る一般会計繰入金の減少に伴うもの、第3項特別利益、第3目その他特別利益5,950万円の増額は、貸借対照表の修正に伴うものでございます。

次に、支出でございますが、9ページを御覧ください。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第3目処理場費の4,700万円の減額は、事業費の確定見込みに伴うものでございます。

同款、同項、第6目減価償却費1,900万円の減額及び第7目資産減耗費1,320万円の増額は、令和4年度に完了予定であった総社下水処理場水処理電気設備更新工事を繰り越したことに伴うものでございます。

同款、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税額納付金1,800万円の減額は、今回の補正を受けての減額でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

上段の収入につきましては、第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債及び第2項国庫(県補助金)、第1目国庫補助金の補正は、事業費の確定見込みに伴うもの及び国の補正予算に伴い、翌年度事業を本年度に前倒しして実施するためのものでございます。

同款、第3項受益者負担金、第1目受益者負担金380万円の減額及び第8項他会計補助金、第1目他会計補助金2億8,783万9,000円の減額は、額の確定見込みに伴うものでございます。

下段の支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費1,000万円の減額は、事業費の確定見込みに伴うもの、また第3目処理場整備費3,400万円の増額は、国の補正予算に伴い、翌年度事業を本年度に前倒しして実施するためのものでございます。

同款、第3項投資、第1目基金3,000円の増額は、預金金利が変更になったことに伴うものでございます。

続きまして、2ページにお戻りください。

第4条に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を4億2,105万円に改め、記載のとおり補填財源を変更しようとするものでございます。

次に、第5条の債務負担行為の補正についてでございますが、総社下水処理場汚泥濃縮設備更新工事において他の設備の更新も実施することが生じたことから、限度額を9億6,800万円に改めようとするものでございます。

次に、第6条のうち企業債の補正についてでございますが、ただいま御説明いたしました補正予定額を受けまして記載のとおり改めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第33号 令和6年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 続きまして、議案第33号 令和6年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算について御説明いたします。

予算書の333ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,000万円と定めようとするものでございます。

内容につきまして、便宜歳出から説明いたしますので、予算書の342、343ページをお開きください。

第1款事業費、第1項事業費、第1目一般管理費、予算額2,565万7,000円でございます。

この経費は、国民宿舎サンロード吉備路の管理運営に伴う事務的経費で、主なものといたしましては、第12節委託料のうち、大規模改修に向けた設計等委託料2,300万円及びアスベスト調査委託

料250万円でございます。

次に、同款、第2項営業費、第1目経営費、予算額8億1,905万8,000円でございます。

この経費は、施設の経営に要する経費でございます。第10節需用費は空調設備機器や温泉ろ過器等の修繕料でございます。第12節委託料は、国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者下電観光バス・シャンテ矢掛屋に対する指定管理委託料でございます。第17節備品購入費は、厨房空調機、予備用温泉揚湯ポンプや厨房大型食器洗浄機等を更新するための経費でございます。第26節公課費につきましては、令和6年度中に支払う消費税及び地方消費税が主なものでございます。

次に、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目国民宿舎運営基金積立金予算額1,000円は、令和6年度に発生する基金の預金利子を積み立てようとするものでございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費予算額1,528万4,000円は、不測の事態に備えるため計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、1枚お戻りいただきまして、340、341ページを御覧ください。

第1款事業収入、第1項営業収入、第1目営業収入予算額6億6,200万円は、国民宿舎サンロード吉備路の宿泊、宴会、売店等の営業収入でございます。コロナ禍前の実績をベースに計上いたしております。

次に、第2款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金予算額1,000円は、国民宿舎運営基金の預金利子でございます。

次に、第3款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金予算額5,519万7,000円は、入湯税など繰り出し基準に基づき積算した額及び令和6年度の収支見込みによる不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入1,000円につきましては、予算調整でございます。

次に、第6款企業債、第1項企業債、第1目国民宿舎事業債1億4,280万円につきましては、施設修繕に係る経費について起債により財源を確保しようとするものでございます。

続きまして、第2条地方債について御説明いたしますので、336ページにお戻りください。

第2表地方債につきましては、歳入で御説明いたしました企業債につきまして、借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするもので、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 予算調書の470ページ、第1款事業費、第2項営業費、第2目経営費、経営経費についてなんですが、先ほど一般財源のところでもちょっと関連はあったんですけども、話をしたんですけども、なかなか厳しい状況かなというふうに感じております。財源内訳のその他の6億6,200万1,000円、こちらが営業収入と利息、利子を足したものだと思うんですが、これと委託料6億3,800万円、これの差額が2,400万円ほどということで、収益がほぼ委託料で消えるといったような形には見えますので、それでも市の事業としていいよということだと思んですが、これには当然プラスしてそれ以外の費用がかかっておりますので、このあたりをできるだけ何とかしていかなきゃいけないと思うんですが、何か策はありますかと聞いても難しいとは思いますが、新しい事業者になってここが少しでも変わっていくような見込みがありますでしょうか。ちょっと難しい質問です。

○委員長（三上周治君） 答えられますか。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 先議会でお知らせしました次期指定管理者と今鋭意できる限り早めの引継ぎを調整しているところでございます。期間が短い中ですが、今度の指定管理者のほうは、今までの特に着目しているのが、二次交通を利用した機動力及び料理の面になろうと思うんですね。そちらの面などにちょっと力を入れていきたいなという方向を伺っております。その他、いろいろ企画もあると思うんですが、そちらのほうを総合的に売上げにつなげていくよう、市としてもできるところは協力して売上増収に支援していきたいと思っております。

○委員長（三上周治君） 産業部長。

○産業部長（西川 茂君） ちょっと補足で御説明させていただきます。

この修繕は、以前4億2,000万円というふうな、これは期間的な、もう20年たっておりますので、どうしてもちょっとそういった必ず直さないといけない部分がたまってきているということで、今回の予算もできるだけできるところは早めにやっていってるところでございます。

今回の令和6年度の予算については、2,400万円の一応黒字を見込んでいます。ちょっと後々出てきますが、今年度は赤字になりそうなんですけど、いいときには国民宿舎サンロード吉備路というのは1億円以上もうかっていた施設でございますので、そういった形に早く持っていけるように設備も整えて、集客も図って、あれだけの施設でございますので、長寿命化を図る上で、維持費とか修繕はどうしてもかかってきますが、そこを計画的にやっていって、収入をできるだけ上げていくような取組を今後指定管理者とともに考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 直接この予算に関係したことはないんですが、この委託先が主が下電観光バスで、シャンテ矢掛屋はコンサルタントみたいな立場で運営されるというふうにお聞きしとっ

たんですけど、それは間違いないんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃったとおり、立ち位置としては、前回の委員会でも御説明したとおりでございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） それで、もともと矢掛屋とシャンテというのは別々の会社だったんですが、これが一緒の会社になっておるんです。これはいつ頃に合体したんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 恐らく今回の合同企業体の下電観光バス、それからシャンテ矢掛屋、そのシャンテ矢掛屋の分を捉まえておっしゃっているんですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） （続）あくまでも今度の指定管理を受けるための合同企業体のこのたびつけた名称でございまして、それぞれ矢掛屋は矢掛屋でありますし、シャンテはシャンテでありますので、合同して法人を立ち上げたということではございません。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） これは矢掛町の問題なんですけど、矢掛屋は国税局から追徴課税を受けて、この3月で矢掛町の指定管理期間が切れるんですけど、多分手が挙げられないんじゃないかというのをちょっと聞いておるんです。そのような企業と合体したような会社が経営に携わってくるのかなという疑問があるんで、ちょっと質問させていただいてます。

○委員長（三上周治君） 課長、答えられますか。答えられなかったら、しょうがない。ちょっと外れてると思うから。

（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 小川委員、ちょっと予算から外れてますので、ここではいいですか。

（「いいです。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 調書の469ページ、第1款事業費、第1項事業費、第1目一般管理費、設計委託料、将来の大規模修繕を見据え、アスベスト調査及び実施計画等を行うものということでここへ入っとるんで、いいですね、その話は。令和6年度の特別会計予算調書というお話で。

○委員長（三上周治君） はい、ええですよ。

○委員（深見昌宏君） （続）設計委託料で2,300万円、これは国民宿舎サンロード吉備路大規模修繕の設計等というふうに入っていますけれど、この大規模修繕は令和7年度に行う予定とはお聞きしてるんですけど、そのことを踏まえて、この469ページの次の470ページに修繕が入ってましたよね。備品購入費と修繕料が1億2,800万円という形で、1億2,800万円がこれへ入ってるんです

けど、これも含めて大規模修繕というのは、4億円等ぐらいかかるとお聞きしてるんですけど、そこを踏まえてこれは設計委託をしているのか、これは令和6年度だけのことでしているのか、そこら辺をまずお聞きしたいんです。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お尋ねの設計等委託料の2,300万円は、お見込みのとりの令和7年度の大規模修繕に伴う実施設計委託料でございます。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） では、調書の470ページの修繕料1億2,800万円は、大規模修繕の中に含まれてるんか、これは別途の話なんか、それをちょっとお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 失礼いたしました。

委員お尋ねの以前御報告した4億2,000万円の件でございます。それは令和7年度ということですが、それ以前に令和5年度、今年度に温泉水の供給設備更新などに約3,000万円、それから来年度に空調の更新などの機械設備修繕を約1億2,800万円、今言われたとおりで、この令和5年度、令和6年度を合わせますと、おおむね4億2,000万円のうち3割程度を進捗します。31%、すみません、約4割ですね。4割進捗して、残りの6割についての修繕に対する実施設計委託料です。

（「4億2,000万円の中へこの1億2,800万円は入っとるんですか」と呼ぶ者あり）

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） （続）入ってないです。

（「ああそうかな、そういう意味かな」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） すみません。しばらく休憩します。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時48分

○委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きますので、もう一度説明してください。

産業部長。

○産業部長（西川 茂君） 先ほどの御質問ですが、以前改修に係る費用を4億2,000万円というふうな大まかな数字をお伝えしたかと思うんですが、これは営業を停止してできない部分も多くありますので、修繕自体はできるだけ早くする必要がございます、その中の一部を前倒しで令和6年度の予算にも修繕費として上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） よろしいですか。

（「よろしいです。分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第34号 令和6年度総社市水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 議案第34号 令和6年度総社市水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

総社市企業会計予算書の1ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水戸数を2万7,130戸、年間総給水量を765万9,000m³と定めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益を14億7,300万円、支出の第1款水道事業費用を13億6,340万円と定めようとするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を7億600万円、支出の第1款資本的支出を15億900万円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億300万円につきましては、本文中に記載しておりますとおり、補填することといたしております。

2ページをお開きください。

第5条企業債につきましては、起債の目的を水道施設改良事業として、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を予算書のとおり定めようとするものでございます。

第6条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めようとするものです。

第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,961万円と定めようとするものでございます。

第8条他会計からの補助金につきましては、旧簡易水道に係る水道事業運営資金等に充当するためのものでございます。

第9条棚卸資産購入限度額につきましては、1,450万円と定めようとするものでございます。

次に、主なものについて御説明申し上げますので、予算書の14、15ページをお開きください。

まず、収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益の給水収益を10億6,350万円と見込んでおります。

同款、第2項営業外収益につきましては、旧簡易水道事業に係る一般会計からの補填分等の補助金による他会計補助金1億1,212万2,000円等でございます。

同款、第3項特別利益5,270万円につきましては、東部第4取水井の売却による利益を見込んでおります。

収入全体では14億7,300万円、対前年で6,200万円、率にして4.4%の増となっております。

次に、支出でございます。

16、17ページをお開きください。

まず、第1款水道事業費用、第1項営業費用13億570万円につきましては、水道事業の運営や施設の維持管理に要する経費のほか、総社の水を安心して飲んでいただくための水質検査の手数料、減価償却費、岡山県広域水道企業団からの受水費等が主なものとなっております。

20、21ページをお開きください。

同款、第2項営業外費用4,570万円につきましては、企業債の償還利息及び消費税及び地方消費税が主なものでございます。

支出全体では13億6,340万円、対前年で2,340万円、率にして1.7%の増となっております。単年度収支で黒字を維持できる見込みとはなっております。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。

資本的収入及び支出で、これは投資活動に係る経費でございます。

収入の第1款資本的収入7億600万円の内訳といたしまして、企業債5億円、国庫補助金510万4,000円、給水装置工事の新規申込みによる分担金6,975万9,000円、配水管布設工事に伴う受益者の工事負担金や他の公共工事に伴う配水管布設工事等の負担金4,980万円、企業債償還元金のうち、簡易水道事業に係るものへの一般会計からの補助金6,438万3,000円となっております。

次に、支出でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

第1款資本的支出15億900万円の内訳といたしましては、第1項建設改良費13億370万円、第2項企業債償還金1億9,130万円を予定いたしております。建設改良費の主なものにつきましては、予算調書の10ページのほうに記載をさせていただいておりますが、水道施設整備費については、老朽管改良事業2億6,080万円、久代配水池築造等の認可事業として3億3,850万円、その他水道施設整備費用として2億5,230万円が主なものとなっております。

説明は、以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第35号 令和6年度総社市工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長(浅野竜治君) 議案第35号 令和6年度総社市工業用水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市企業会計予算書の37ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水事業所の分を19事業所、年間総給水量を73万 m^3 、1日当たり基本使用水量を2,000 m^3 と定めようとするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款工業用水道事業収益を4,000万円とし、支出の第1款工業用水道事業費用を3,400万円と定めようとするものでございます。

第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を2万円とし、支出の第1款資本的支出を670万円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額668万円につきましては、本文中に記載いたしておりますとおり、補填することといたしております。

続きまして、38ページをお開きください。

第5条予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用との間で流用が行えるように定めようとするものでございます。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費747万円と定めようとするものでございます。

第7条棚卸資産購入限度額につきましては、44万円と定めようとするものでございます。

次に、主なものにつきまして御説明申し上げますので、48ページ、49ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款工業用水道事業収益、第1項営業収益3,640万円につきましては、19事業所全体で日量2,000m³の契約水量及び超過水量に係る使用料金3,638万円が主なものでございます。

また、同款、第2項営業外収益でございますが、長期前受金戻入264万3,000円が主なものでございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用は、工業用水道事業運営のための経常的経費及び減価償却費等として2,990万円でございます。

52ページをお開きください。

同款、第2項営業外費用につきましては、企業債の支払い利息20万円及び消費税及び地方消費税140万円を予定しております。営業費用の総経費が600万円程度増加しておりますが、これは工業用水道事業が供用開始されてから40年近く経過しておりますので、協同組合ウイングバレイ等とも協議を行い、今後の工業用水道事業の在り方について方針を定めていくためのコンサルタント費用でございまして。

次に、資本的収入及び支出でございますが、予算書の52、53ページをお開きいただきまして、収入の第1款資本的収入、第1項工事負担金は、検定満期に伴う量水器の購入負担金として2万円を予定いたしております。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費として、取替え用量水器39万円、第2項企業債償還金の企業債償還元金626万円となっております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時4分

再開 午後3時13分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第36号 令和6年度総社市下水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 議案第36号 令和6年度総社市下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

企業会計予算書の65ページをお開き願います。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積を1,346ha、水洗化人口を4万8,400人、年間総処理水量を477万1,000m³、また主要な建設改良事業の予定量を記載のとおり定めようとするものでございます。

次に、収益的収入及び支出につきまして御説明いたしますので、80、81ページをお開き願います。

収益的収入及び支出は、営業活動等に係る収益、費用でございます。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料7億5,640万円は、公共下水道と農業集落排水処理施設使用料でございます。

同款、同項、第2目他会計負担金1億627万8,000円は、収益的収支に係る地方公営企業法第17条の2の規定による雨水処理に要する経費の一般会計からの負担金等でございます。その他につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

同款、第2項営業外収益、第2目他会計負担金538万9,000円は、収益的収支に係る地方公営企業法第17条の2の規定による雨水処理に要する経費以外の一般会計からの負担金でございます。

同款、同項、第3目他会計補助金4億3,626万2,000円は、収益的収支に係る地方公営企業法第17条の3の規定による一般会計からの補助金でございます。

同款、同項、第4目長期前受金戻入6億7,253万円は、資産取得時の自己財源以外の財源を減価償却に応じて収益化するものでございます。その他につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

同款、第3項特別利益、第3目その他特別利益4,895万円は、企業債元金償還金に係る一般会計繰入金のうち長期前受金戻入で収益化できなかったものを収益化するものが主なものでございます。

次に、収益的支出について御説明いたしますので、82、83ページをお開き願います。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目管渠費1億3,963万円についてでございますが、汚水管理設工事や雨水渠改良工事に伴う家屋等事前事後調査業務、工事損失補填管路更生工事が主なものでございます。

同款、同項、第2目ポンプ場費3,738万円についてでございますが、ポンプ場の運転管理業務委

託料、運転電気代でございます。

同款、同項、第3目処理場費5億3,074万円についてでございますが、下水処理場の運転管理業務委託料、運転電気代及び職員2名の人件費で、その他につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

84、85ページをお開きください。

同款、同項、第5目総経費9,424万円についてでございますが、職員6名の人件費に係るほか、下水道事業実施に係る事務的経費でございます。

86、87ページをお開きください。

同款、同項、第6目減価償却費9億8,118万円は、固定資産の資産価値減耗分を費用化するものでございます。

同款、同項、第7目資産減耗費2,050万円は、更新工事などで固定資産を撤去する場合に減価償却費で費用化されていない額を費用化するものでございます。

同款、第2項営業外費用、第1目支払利息9,961万円は、過年度に借り入れた企業債の支払い利息でございます。

同款、同項、第2目消費税及び地方消費税納付金1,000万円は、消費税及び地方消費税の納付見込額で、その他につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

同款、第3項特別損失、第5目その他特別損失150万円は、総社下水処理場水処理電気設備更新工事に伴い発生した有価物売却に伴う国庫補助金返還金でございます。

同款、第4項予備費、第1目予備費1,842万円は、予算調整のためのものでございます。

次に、88、89ページを御覧ください。

資本的収入及び支出は、建設改良に係る収入、支出などがございます。

第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債は、建設改良費の財源などとして8億9,010万円を借り入れようとするものでございます。

同款、第2項国庫（県）補助金、第1目国庫補助金3億5,880万円は、建設改良に対する国からの補助金でございます。

同款、第3項受益者負担金、第1目受益者負担金から第6項工事負担金、第1目工事負担金までは、下水道の接続に係る受益者の負担金、分担金等でございます。

同款、第7項他会計負担金、第1目他会計負担金8,826万円は、資本的収支に係る地方公営企業法第17条の2の規定による一般会計からの負担金でございます。

同款、第8項他会計補助金、第1目他会計補助金1億2,176万6,000円は、資本的収支に係る地方公営企業法第17条の3の規定による一般会計からの補助金でございます。

同款、第9項出資金、第1目出資金7,770万4,000円は、地方公営企業法第18条の規定による一般会計からの出資金でございます。

次に、資本的支出について御説明いたしますので、90、91ページをお開きください。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費については、汚水管理設工事、雨水渠改良工事が主なものでございます。

同款、同項、第2目ポンプ場費につきましては、ポンプ場施設の修繕費でございます。

同款、同項、第3目処理場整備費については、令和5年度から引き続いて総社下水処理場汚泥濃縮設備更新工事を実施するための工事委託料が主なものでございます。

同款、同項、第4目固定資産購入費については、公用車1台を買い換えようとするものでございます。

同款、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金9億8,060万円は、過年度に借り入れた企業債の元金償還金でございます。

同款、第3項投資、第1目基金3万円は、基金利息相当額を基金に積み立てるものでございます。

同款、第4項予備費、第1目予備費2,061万円は、予算調整のためのものでございます。

次に、66ページにお戻りください。

第4条本文括弧書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,457万円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填する予定といたしております。

次のページの第5条債務負担行為についてでございますが、1行目の水洗便所改造資金利子補給及び2行目の同資金を貸し付けた融資機関に対する損失補償につきましては、同資金融資あっせん及び利子補給要綱により、資金を貸し付けた融資機関に対する利子補給及び損失補償の期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。3行目の排水設備等関連業務につきましては、新たに令和7年度から排水施設工事に関連する業務を委託するために債務負担行為を設定しようとするもので、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条企業債につきましては、公共下水道事業の借入限度額を8億6,710万円に、特定環境保全公共下水道の借入限度額を2,300万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用について、次のページの第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、記載のとおり定めようとするものでございます。

第9条他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額を5億5,802万8,000円と定めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第37号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長(角田琢美君) それでは、議案第37号 市道の路線認定について御説明を申し上げます。

このたび認定しようとする路線は、6路線でございます。総社二丁目地内1件、井手地内2件、門田地内1件、中原地内1件の宅地開発及び日羽地区内において岡山県による河川災害復旧等関連緊急事業で整備された道路を新たに認定する必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定により市議会の議決を経て認定しようとするものでございます。

道路の位置につきましては、1枚お開きいただきまして、6ページにわたり資料として添付しております。

以上です。

○委員長(三上周治君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第38号 市道の路線変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 続きまして、議案第38号 市道の路線変更について御説明を申し上げます。

このたび変更しようとする路線は、1路線でございます。岡山県による河川災害復旧等関連緊急事業で整備された道路に伴い、従前の市道の重要な経過地を変更する必要が生じたため、道路法第10条第3項の規定により市議会の議決を経て変更しようとするものでございます。

道路の位置につきましては、1枚お開きいただき、資料として添付しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第39号 市道の路線廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 続きまして、議案第39号 市道の路線廃止について御説明申し上げます。

このたび廃止しようとする路線は、6路線です。全て西阿曾地内の企業立地に伴い従前の市道を廃止する必要が生じたため、道路法第10条第3項の規定により市議会の議決を経て廃止しようとするものでございます。

道路の位置につきましては、1枚お開きいただき、6ページにわたり資料を添付しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第40号 令和5年度総社市一般会計補正予算(第12号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 議案第40号 令和5年度総社市一般会計補正予算(第12号)につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和6年4月から国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者を変更することに伴い営業収入が不足することから、一般会計からの繰出金を増額するための予算を計上するものでございます。

まず、第1条歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳出予算、第7款商工費1,000万円の増額は、国民宿舎特別会計への繰出金でございます。

第13款予備費につきましては、予算調整でございます。

以上でございます。

○委員長(三上周治君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○委員(深見昌宏君) これを見るだけでははっきり分からないというのが、私以外の方も多分そうだと思うんですけど、1,000万円をここに出す理由というか、ちょっと分かりやすく説明していただきたいんですよ。普通に考えて、これは出す必要がないんじゃないかなって、私は思ってるんですけど、わざわざ当局側がこれを持ってくるということは何らかの理由がはっきりあると思いますので、これを分かりやすく説明をいただければ助かるんですけど、お願いします。

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お尋ねの1,000万円の一般会計からの繰入金についての御説明を申し上げます。

現予算につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の運営に係る費用、歳出5億9,300万円に対して営業収入6億1,400万円、歳入の収入から費用を差し引くと2,000万円の黒字を見込む予算編成を行っている状況です。しかしながら、令和5年度の収支見込みを行ったところ、営業収入が減少いたしまして、約2,800万円の赤字が発生する見込みです。この赤字につきましては、市の一般財源を投入するのではなく、休暇村協会の御負担となりますが、現予算では修繕料及び備品購入費約6,800万円につきまして営業収入の黒字分を見込んだ予算編成としておりまして歳入に不足を生じることから、一般会計からの1,000万円の繰入れを行わなければ、財源が、歳入が確保されない状況でございます。

（「休暇村協会が払やあええじゃねえかという」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 副市長がちらっと言ってましたけれど、これね、委員長、ぶっちゃけた話をちょっとお聞きしたいんですよ。これ1,000万円を本当に払う必要があるんですかって普通に疑問が出てくる中で、今の答弁だけではちょっと分かりにくいんで、これはどうですか、委員長、ちょっと……。

○委員長（三上周治君） 休憩します。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時52分

○委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの深見委員の質問に対し当局の御回答をお願いいたします。

産業部長。

○産業部長（西川 茂君） 先ほど御質問をいただいた件でございます。

まず、1,000万円の一般会計からの繰入れについてでございます。

課長からも説明いたしました、営業費用以外の修繕や備品購入費などは、従来から市のほうが負担するという形になっておりまして、それらの財源については一般会計繰入金や営業収支の黒字分も見込んで賅っているところでございます。しかしながら、修繕料や備品購入費の財源となる営業の収支の黒字部分が今年度は見込めなくなったことから、一般会計繰入金を増額して対応しようとするものでございます。

なお、現在の市と指定管理者とで取り交わしている協定では、営業費用は営業収入を超過した場合の超過分、つまり赤字分については指定管理者で負担することとなっておりますので、赤字が出た場合でも指定管理者が負担をするという形になっているところでございます。それに付随をしまして、じゃあなぜ赤字になったのかという部分でございますが、業務を縮小しているような今の現状でございます。こちらについて少し御説明をさせていただきます。

まず、休暇村協会自体が今の指定管理から手を下ろしたのは、コロナ時代にちょっと落ち込みをしておりますので、財政再建ということで、その事業の効率化を図ることから、指定管理者はまず応募をしないことという方針でございました。ただし、令和6年4月以降に予約済みの利用者が不利益とならないように、つまり4月からの最悪の事態、休館ということ避けるために、市からの延長の要望があれば条件次第では応じる用意があることが前提条件としてございました。一方で、通常であれば1回目の公募の応募締切が9月29日でございます、次期指定管理者のめどが立てば従業員の有給休暇を計画的に取得できていましたが、3回目の応募を市が行ったことにより、応募者の有無がはっきりしたのは翌年の1月24日ということで、約4箇月の遅れということになったため、職員の有給休暇の取得が年度終盤に集中し、国民宿舎サンロード吉備路の業務を遂行するためのマンパワーが不足して、業務がやむを得ず縮小という状況になっているところでございます。

休暇村協会は限られたマンパワーで効率的な施設の運営に切り替えまして、1月以降の新規宴会受付を縮小、それから宿泊分などについても、これまでに予約が入っている日に新規の予約者を誘導して、1件も予約の入っていない日に新たに一組でも宿泊予約が入れば、それに伴う従業員を使用させなければならないため、できるだけそのような日の新規予約は控えるなどして、可能な限り効率的な運営に改めたところでございます。

市としましては、このような対応での利用者へのサービス低下でございますとか、そういうところを心配しまして、休暇村協会に対してグループの休暇村からのホテルマンの人的派遣ですとか、あるいは新たな雇用などを働きかけましたが、業界内の慢性的な人手不足のためにグループからの人的派遣は不可能な状況でございました。また現在国民宿舎サンロード吉備路の従業員は様々な業務のマルチタスクという形で運営していることから、仮に新規採用するとしても、現場に立てるようになるまでにはかなりの時間を費やすという状況でございましたので、それはやむなく断念いたしました。さらに新たな指定管理者との引継等、引き続き残る少数の従業員で膨大な引継を短期間で行うということになりましたので、日常的に日帰り温泉を市民の方も多く利用されておりますので、市としましては、温泉のほうはぎりぎりまでやっていただくということをお願いしまして、今は効率的に経費を削減しながら、できるだけ収入を増やせるような努力をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 深見委員、よろしいですか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 私も最初に冒頭に話したように、まずは反対ありきでちょっと話をしてみたいんですけど、今の説明をお聞きして、これは仕方ないことかなと私自身は納得しましたので、以上でオーケーです。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 御説明ありがとうございました。

なかなか難しいところではあると思いますが、双方に立場がありますので、総社市としてもあまり強弁に出ることなく、双方にいろいろ事情があるということを鑑みて、備品購入費等の費用を負担しようという考え方でよろしいですね。

○委員長（三上周治君） 産業部長。

○産業部長（西川 茂君） おっしゃるとおりでございます。

特に、休業だけは避けたいという思いがございましたので、今はちょっと市民の皆さん等にも御迷惑をおかけしておりますが、新規の引継業務に全力を尽くしてもらって、4月から新たな形でスタートを切りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第41号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） それでは、議案第41号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和6年4月から国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者を変更することに伴い営業収入が不足することから、一般会計からの繰入金を増額するための予算を計上するものでございます。

まず、第1条歳入歳出予算の補正について御説明申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の第1款事業収入1,000万円の減額は、営業収入の不足に伴う減額でございます。

第3款繰入金1,000万円の増額は、一般会計からの繰入金でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時2分